

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年11月6日
【事業年度】	第108期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	東邦亜鉛株式会社
【英訳名】	Toho Zinc Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 手島 達也
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町1丁目6番1号
【電話番号】	東京（3272）5611（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 今井 通弘
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町1丁目6番1号
【電話番号】	東京（3272）5611（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 今井 通弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号） 東邦亜鉛株式会社大阪支店 （大阪市西区京町堀1丁目3番13号（辰巳ビル））

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第108期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 3【配当政策】

(訂正前)

当社は、利益配分につきましては、安定的な配当を継続的に行うことを基本としつつ、長期的かつ安定的な事業展開に必要な内部留保の充実にも努めていくこととしております。

配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり10円(創立70周年記念配当2円を含む)としております。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は、次のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年6月28日 定時株主総会決議	1,358	10

(訂正後)

当社は、利益配分につきましては、安定的な配当を継続的に行うことを基本としつつ、長期的かつ安定的な事業展開に必要な内部留保の充実にも努めていくこととしております。

また、当社は、株主に対し機動的な利益還元を行えるようにするため、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことが可能であります。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会でありま  
す。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり10円(創立70周年記念配当2円を含む)としております。

当事業年度に係る剰余金の配当は、次のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年6月28日 定時株主総会決議	1,358	10

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

<(1)～(3)省略>

(4) 役員報酬及び監査報酬の内容

<省略>

(5) ディスクロージャーの充実

<省略>

(訂正後)

<(1) ~ (3) 省略>

(4) 株主総会決議事項の取締役会での決議

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行できるようにするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

また、当社は、株主に対し機動的な利益還元を行えるようにするため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(5) 株主総会特別決議の要件

当社は、株主総会特別決議に必要な定足数の確保をより確実にするため、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(6) 役員報酬及び監査報酬の内容

<省略>

(7) ディスクロージャーの充実

<省略>